

水銀等による環境の汚染の防止に関する計画（案）について

計画（案）の位置づけ

- 水銀等による環境の汚染の防止に関する対策を総合的かつ計画的に推進し、あわせて条約の的確かつ円滑な実施を確保するための法定計画（水銀汚染防止法第3条）。
- 水銀汚染防止法のみならず、関係法令に基づく水銀対策の全体像を包括的に示し、各種施策の密接な連携を確保するもの。
- 水銀汚染防止法第3条の施行（水銀に関する水俣条約の発効と同日）後に、審議会の意見を聴いた上で同条に基づく計画として告示するとともに、水俣条約第20条に従い、条約事務局に提出予定。

計画（案）で定める事項

1. 水銀等による環境の汚染を防止するための基本的事項

- 「マーキュリー・ミニマム」の環境の実現に向けた国内法令による措置
⇒条約に規定される措置のみならず、それを上回る措置及び我が国独自の措置を講ずる。
　　<条約を上回る措置及び我が国独自の措置の具体例>
 - ・一定量以上の水銀を含有する「特定水銀使用製品」の一部について、
 - (1) 条約の規定より厳しい水銀含有量基準を設定
 - (2) 製造禁止時期（廃止期限）を条約の規定より前倒し
 - ・水銀を使用する製品の分別排出及び回収に係る国・市町村・事業者の責務を規定

2. 国、地方公共団体、事業者及び国民が講すべき措置に関する基本的事項

- 関係主体の役割分担
⇒計画の実施主体は国が中心となるが、各措置は、国だけでなく、地方公共団体、事業者、国民といった社会の構成員である全ての主体がそれぞれの責務を踏まえ、共通の認識の下に、互いの連携、協力を密にして講ずる。

3. その他条約の的確かつ円滑な実施を確保するための重要な事項

実施状況の点検・見直し

- 水銀に関する水俣条約関係府省庁連絡会議において、第1回締約国会議で決定される条約の実施状況の報告の間に合わせ、実施状況の点検を行う。
- 関係府省庁連絡会議は、点検の結果及び締約国会議が作成する手引等を勘案して、条約やその国内における実施に係る法令が改正された場合など、必要に応じて、計画の見直しを行う。